

令和8年度
海外大学生インターンシップ事業
受入企業募集要項

岐阜県 商工労働部
産業人材課

令和8年6月改訂

<注意事項>

本事業は、災害の発生やその他やむを得ない事由により、本事業の見直しまたは中止をすることがあります。予めご承知願います。なお、見直しまたは中止を行う場合は、岐阜県産業人材課のホームページ等でお知らせします。

上記に伴い生じた費用または損害について、岐阜県は、一切負担しません。

1. 事業目的

高度な知識や優れた技能を有する外国人材は、すでに国際的な人材獲得競争の渦中にあり、その競争は今後益々激しくなっていくことが予想されます。

本事業は海外の大学(インドネシア)で日本語や専門知識を学び、日本での就業に関心を持つ学生を対象に、県内企業の魅力を体験できるインターンシップの機会を積極的に提供することにより、外国人大学生が岐阜県を知り、働く場として選んでもらうきっかけとすることを目的とした海外大学生インターンシップを実施し、県内企業への就職を促進します。

2. 主催者

岐阜県が主催し、事業運営委託先(以下「事務局」とする。)が事業の実施・運営を行います。

3. 募集概要

インドネシア大学生のインターンシップの受け入れを希望する企業を以下のとおり募集します。

(1) 募集対象企業

以下①から⑤を満たす企業とします。

- ① 岐阜県内にインドネシアの大学のインターンシップ生の受入が可能な事務所・事業所を有すること。
- ② 将来の社会・地域・産業界等を支える外国人材を育成するため、就業体験及び社会人としての心構えを学ぶ機会を提供すること。
- ③ インターンシップ生が安心・安全かつ有意義な研修を受けられるよう管理監督する体制を整え、実習終了後にインターンシップ生の評価を行うこと。
- ④ インターンシップを安心・安全かつ円滑に実施するため、岐阜県、事務局及びインターンシップ生の所属する教育機関と連携・協力ができること(実習期間中の巡回訪問の受入を含む)。
- ⑤ インターンシップの実施にあたり労働関係法令が適用される場合、同法令を遵守すること。

(2) 募集(マッチング)企業数

3社程度

(3) 最低受入人員

1社あたり2名以上

(4) インターンシップ受け入れ期間及び勤務日数

2026年10月から2028年3月までの間の最長1年間で、週5日×8時間の勤務(週40時間相当)

(具体的な入国時期及び期間は、在留資格の認定と受入企業の都合に合わせて設定されません。)

(5) 受け入れ時の待遇(受入れ企業負担)

給与:受入企業に準ずる(岐阜県の最低賃金以上)

その他:社員寮等住居の確保、Wi-Fi環境、社会保険、通勤交通費

※最低限の生活環境の提供(冷蔵庫、洗濯機、炊飯器、寝具等)

※家賃・光熱費・食費など一部負担(負担額応相談)

(6) その他の費用負担(受入れ企業負担)

在留資格申請費用、入国・帰国時の交通費(一部学生負担可)

※(5)、(6)以外で発生した費用について、企業負担とし県側は費用負担しません

(7) 参加費用

参加費は無料とします。ただし、上記(5)(6)は負担ください。

(8) 参加学生

①対象国:インドネシア

②専攻:採用予定職種(仕事の内容)と大学での専攻の関連性がある人材

(9) インターンシップ生に関する企業支援

インターンシップ学生の VISA 申請書類作成及び受入れ後のインターンシップ生への定期面談、メンタルケア等は事務局で支援します。

4. 応募方法

様式1エントリーシート(企業用)に必要事項を入力の上、【事務局(事業運営委託先)】あて、提出ください。

なお、応募にあたり、以下の点について、あらかじめ了承ください。

- ① 提出されたエントリーシートは、本事業に参加を希望する留学生及びその所属教育機関に周知するため、岐阜県ホームページ等において公開することがあります。
- ② エントリーシートの入力項目のうち、「学科、専攻分野」「学年」「ネイティブレベルの言語、英語能力」等に対する希望に応えられない場合があります。
- ③ 岐阜県または事務局が、電話や訪問により実習内容等を確認する場合があります。

5. スケジュール(予定)

4月下旬から順次

受入企業募集(エントリーシート(企業用)の受付)

※ 受入定員上限(6人)に届くまで募集を実施

6月以降随時

企業との打ち合わせ・インターンシップ依頼書作成

※ 企業の受入れ予定職種・希望を勘案しながらインターンシップ依頼書の作成をアドバイスします。

7月以降 WEB 面接実施

8月以降 VISA 申請書類作成及び入管への申請

10月以降 入国、就業スタート(1年間)

※ スケジュールは目安です

※ 災害の発生や感染症の拡大その他やむを得ない事由により、スケジュールを変更することがあります。

6. マッチングの流れ

受け入れるインターンシップ学生と企業のマッチング手順は以下のとおりです。

- ① 受入企業の選定(事務局)
申込のあった企業の中から3社程度を採用予定職種など勘案して選定します。
- ② インターンシップ依頼書の作成(応募企業)
受入企業の事業内容、募集職種・要項などを記載してください。(作成に関しては事務局のサポートが可能です。)
- ③ 現地の大学で広報及び求人、候補者の選定(事務局)
インターンシップ依頼書に基づいて現地の大学で広報し候補者を募集します。申し込みのあった海外学生のエントリーシートを、事務局で取りまとめて、学生が希望する企業にメールで送付します。
- ④ WEB面接実施(応募企業)
エントリーシートに基づき受入可能な学生をWEB面接にて選考してください。
- ⑤ 選考結果の連絡(応募企業、事務局)
選考後は、速やかに結果を事務局あてに報告してください。事務局から、選考された海外学生にその旨を連絡し、本人の意向を確認します。また、選考に漏れた海外学生にも事務局から結果を通知します。
※ 複数回にわたって選考を求められる場合があります。
※ 事務局によるマッチング結果は尊重してください。なお、マッチングが不成立となる場合もありますので、あらかじめ承知おきください。

7. マッチング成立後の手続き

- ① 大学との協定書・協議書・処遇合意書の締結
大学との協定書・協議書・処遇合意書の締結をしてください。締結にあたっては事務局が仲介します。(書面交付による締結を想定)
- ② 在留資格申請書類作成
在留資格認定証明書交付申請書等を作成し出入国在留管理庁へ申請します。
- ③ 実習計画書
期間中の実習計画書を作成してください。作成に関しては事務局が支援いたします。
- ④ 誓約書
参加学生から秘密保持や就業規則の遵守等に関する誓約書を提出してもらいます。受入企業側においても、受入期間中の機密情報の取扱いについて対策をお願いします。作成に関しては事務局までお問合せください。

8. その他

- (1) 傷害保険等
インターンシップ期間中に学生が事故等により負傷した場合の傷害保険及び財物に損害を与えた場合の賠償責任保険に加入する経費は参加学生が負担します。
- (2) 労働基準法など諸法規の遵守

就業中は労働基準法など日本の諸法規を遵守しなければなりません。

(3) インターンシップ生の安全確保

危険区域や設備の操作方法などを事前に周知するなどインターンシップ学生の安全確保に配慮してください。

(4) インターンシップの中止

インターンシップ生は病気や家族の事情等でやむを得ず帰国し、インターンシップを中止する場合があります。

また、インターンシップを継続することにより貴社の業務に支障が生じる場合には、インターンシップの中止等を行うことができます。その場合には、事前に速やかに事務局まで連絡ください。

(5) 修了証明書および評価表の作成

インターンシップ学生が所属する学校より修了証明書・評価表などへの記入依頼がある場合は記入ください。また、大学の先生が訪問する場合がありますので、協力願います。

(6) アンケートの実施

今後の参考とするため、事業終了後、アンケート調査に協力ください。

(7) 感染症等への対応

感染症の拡大状況等を踏まえ、岐阜県または事務局が求めた場合は、本事業の中止または実施方法の変更等をしてください。

9. 申込み及び問合せ先

【事務局(事業運営委託先)】

株式会社 44-project(フォーティーフォー・プロジェクト) 担当:小川

TEL:058-215-0661 E-mail:y-ogawa1021@44-project.com

住所:〒500-8137 岐阜市東興町 27 中広ビル 3 階

【主催者】

岐阜県 商工労働部 産業人材課 人材企画係

TEL:058-272-1111 FAX:058-278-2676

住所:〒500-8570 岐阜市藪田南 2-1-1